

官報

号 外
国会会議録

令和 八 年 七 月 十 四 日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第三十一号

令和八年七月十四日(火曜日)

議事日程 第二十六号

令和八年七月十四日

午後一時開議

第一 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案
(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案
(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○議長(森英介君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

日程第一 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)

○議長(森英介君) 日程第一、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 丹羽秀樹君。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

〔丹羽秀樹君登壇〕

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、医療的ケア児の成長その他の状況を踏まえ、支援の対象を医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に拡大した上で、支援施策の強化等を図るため、必要な事項を定めようとするものであります。

本案は、去る十日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 黄川田仁志君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

一、昨十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防災庁設置法

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和七年度水循環施策」に関する報告

男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく「令和七年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告

令和八年七月十四日 衆議院會議録第三十一号 議長の報告

首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和七年度首都圏整備に関する年次報告」

土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度土地に関する動向」に関する報告
土地基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和八年度土地に関する基本的施策」についての文書

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度観光の状況」に関する報告
観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「令和八年度観光施策」についての文書

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度交通の動向」に関する報告
交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和八年度交通施策」についての文書

一、去る十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。
理事 玉木雄一郎君（理事西岡秀子君去る十日委員辞任につきその補欠）
理事 西岡 秀子君（理事玉木雄一郎君去る十日委員辞任につきその補欠）
（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 若山 慎司君 補欠 今 洋佑君
高山 聡史君 峰島 侑也君
今 洋佑君 若山 慎司君
峰島 侑也君 高山 聡史君
厚生労働委員
辞任 石原 正敬君 補欠 辰巳孝太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

中川 宏昌君 笠 浩史君
沼崎 満子君 中野 洋昌君
奥下 剛光君 藤田 文武君
西岡 秀子君 玉木雄一郎君
峰島 侑也君 高山 聡史君
中野 洋昌君 沼崎 満子君
笠 浩史君 中川 宏昌君
藤田 文武君 奥下 剛光君
玉木雄一郎君 西岡 秀子君
高山 聡史君 峰島 侑也君
小林 鷹之君 塩崎 彰久君
塩川 鉄也君 石原 正敬君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員
辞任 加藤 貴弘君 補欠 今 洋佑君
川崎 ひでと君 世古万美子君
高橋 祐介君 今 洋佑君
谷川 とむ君 園崎 弘道君
大森江里子君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

谷川 とむ君 伊藤 聡君
西野 太亮君 大空 幸星君
橋本 岳君 辻 由布子君
古井 康介君 岩崎 比菜君
丸田康一郎君 草間 剛君
犬飼 明佳君 伊佐 進一君
西岡 義高君 向山 好一君
岩崎 比菜君 森原紀代子君
大空 幸星君 藤田 誠君
藤田 誠君 永田磨梨奈君
伊藤 聡君 谷川 とむ君
草間 剛君 丸田康一郎君
辻 由布子君 橋本 岳君
永田磨梨奈君 西野 太亮君
森原紀代子君 古井 康介君
伊佐 進一君 犬飼 明佳君
向山 好一君 西岡 義高君

（議案提出）

一、去る十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）
（議案受領）

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案
一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書（落合貴之君提出）

（議案送付）

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
皇室典範等の一部を改正する法律案
一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）
（議案通知書受領）

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報保護の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
一、昨十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
防災庁設置法案
防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案
（質問書提出）

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問主意書（落合貴之君提出）

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員山本ジョージ君提出筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ君提出年金給付の期日に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員早稲田ゆき君提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員小川淳也君提出総額表示における税込価格の表示方法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小川淳也君提出アッシュャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小川淳也君提出石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問に対する答弁書

令和八年六月二十九日提出
質問 第二二二号

筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問主意書

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群(以下「ME/CFS」という)、線維筋痛症、および新型コロナウイルス

ウイルス感染症の後遺症(以下「コロナ後遺症」という。)に罹患した患者の中には、激しい倦怠感や全身の激しい疼痛を伴い、重症化するや寝たきりとなり、排泄に介助(おむつ等)を要するなど、日常生活を自力で営むことが極めて困難となる事例が多数報告されている。特にコロナ後遺症においては、ME/CFSと極めて類似した、あるいは移行したとみられる重篤な病態(活動後の著しい症状悪化(PeM: Post-Exertional Malaise)等)を呈し、年齢を問わず新たな生活困難者が生じている。

しかしながら、これらの疾患は外見から病状が分かりにくく、一般的な客観的検査数値に表れにくい特性を有していること、また専門的知識を有する医師が極めて限定的であること等から、障害者手帳の取得や障害認定において多大なる困難が生じている。実際には、寝たきりで排泄介助を要するほど重篤な状態にあるにもかかわらず、障害等級が比較的軽度(身体障害者手帳五級等)に認定されるなど、生活実態と認定結果との間に著しい乖離が生じており、必要な障害福祉サービスに結びつかない状況がある。

さらに、地方自治体の現場においては、「障害者総合支援法」に基づく対象疾病(指定難病等)に疾病名が明確に位置付けられていない「診断書を作成できる専門医が身近にいない」等の理由により、障害福祉サービスの申請自体が受理されない、あるいは十分な検討がなされない事例も指摘されている。また、同居家族がいる世帯においては、訪問介護(ヘルパー)による支援が「患者本人分の食事のみ」「共用部分の清掃は対象外」といった画一的・形式的な運用にとどまることにより、病床にある親が子どもの養育を行えない、あるいは高齢の家族が衛生環境を維持できず、結果としてヤングケアラーを生み出すなど家庭生活の維持を困難にする要因となっている。

これらの課題は、病名や家族構成のみで支援の

可否を一律に判断するのではなく、実際の生活機能障害の程度および世帯としての生活維持の実態を総合的に勘案する運用の見直しが不可欠である。

従って、以下の事項について質問する。

一 障害者手帳の認定基準および運用における生活実態・病態特性の反映について

政府は、ME/CFS、線維筋痛症、およびコロナ後遺症等の患者について、寝たきりや排泄介助を要するほどの重篤な状態であるにもかかわらず、障害者手帳の等級が比較的軽度で認定されるなど、生活実態と乖離している事例があることを把握しているか。客観的な検査数値に表れにくい疾患であっても、日常生活動作(ADL)や実際の生活実態、とりわけ「活動後の著しい症状悪化(PeM)」により持続的な就労や家事が不可能となっている病態特性が適切に反映されるよう、障害者手帳の認定基準および運用の妥当性について検討し、必要な見直しを行う意思はあるか、見解を述べられたい。

二 専門医不足に伴う診断書作成の困難性および自治体窓口への周知について

これらの疾患の診断や適切な診断書の作成ができる専門医が非常に限られているため、地方在住の患者等が障害福祉サービスの申請に必要な診断書を手でできないという実態がある。国として、主治医や地域の一般医がこれらの疾患の重症度を適切に評価し、障害認定や福祉サービスの申請に資する診断書を作成できるよう、最新の知見を反映したガイドラインの周知や専門的知見の普及を進める具体的な施策はあるか明らかにされたい。あわせて、窓口となる地方自治体に対し、専門医の少なさを理由に申請を拒むことがないよう指導を行う考えはあるか。

三 病名や手帳の有無に左右されない障害福祉サービスの提供について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

に関し、ME/CFSやコロナ後遺症等が制度上の疾病区分支給対象となる難病等に明確に位置付けられていない、あるいは手帳がないことを理由に、自治体の窓口で受給者証の交付や申請自体が制限される事例があるとされるが、政府の認識は如何か。同法においては「手帳の有無を問わず、心身の障害や難病等により一定の制限がある者」が対象とされているはずであるが、病名や手帳の有無のみを理由として必要な支援から排除されることがないよう、生活機能障害の程度に基づき速やかにサービスに繋げるための法制度上の運用の明確化について、政府の見解を求めたい。

四 同居家族がいる世帯への柔軟なサービス運用のあり方とヤングケアラー防止策について

同居家族がいる場合であっても、患者が重症で家事や育児が全くできない場合、訪問介護等のサービスにおいて「同居家族がいるから」として一律に共用部分の清掃や家族分の調理等の支援を対象外とする形式的な運用は、世帯全体の困窮やヤングケアラー化を招く危険性がある。国として、家族の状況や実質的な介護・養育能力の有無を総合的に勘案し、家庭生活を維持するために柔軟なサービス提供(家事援助の対象拡大等)を認めるよう、地方自治体に対して通知等で運用の弾力化を促す考えはあるか。右質問する。

内閣衆質二二第二二二号
令和八年七月十日

衆議院議員 森 英介殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員山本ジョージ君提出筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本ジョージ君提出筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねのような「事例」は具体的には承知していないが、いずれにせよ、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項及び別表に基づき、都道府県等は、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められ、かつ永続する障害を有する者に対して、その程度に応じた障害の認定を行い、身体障害者手帳を交付することとされているところ、御指摘の「ME／CFS、線維筋痛症、およびコロナ後遺症（以下「ME／CFS等」という。）は、いまだその発病の機構が不明であり、症状の個人差も大きく客観的な指標を用いた診断基準が確立されていないため、当該認定を行う場合に当たっては、当該程度に係る判断が容易ではない」と承知している。

一の後段について

お尋ねについては、厚生労働省においては、例えば、令和四年度から令和六年度までの厚生労働科学研究費補助金による障害者政策総合研究事業「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）」の実態調査および客観的診断法の確立に関する研究や、令和七年度同補助金による同事業「筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）」の病態解明と客観的診断法確立のための神経免疫学的アプローチ」を実施しているが、現時点では、必要な医学的知見等が十分に蓄積されておらず、御指摘のように「障害者手帳の認定基準および運用の妥当性について検討し、必要な見直しを行う」状況にはないと考えている。

二の前段について

お尋ねについては、厚生労働省においては、例えば、御指摘の「コロナ後遺症」に関しては、令和六年度厚生労働行政推進調査事業費補助金による「二類感染症等の患者発生時に備えた臨床対応及び行政との連携体制の構築のための研究」において作成された「新型コロナウイルス感染症（COVID－19）診療の手引き（別冊）罹患後症状のマネジメント（第三・一版）」（以下「手引き」という。）において、「罹患後症状に関する診断書や意見書の記載例」や「症例集」等が記載されているところ、手引きについて、同省のホームページで公表するとともに、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状にお悩みの方への支援について」（令和七年九月三十日付け感感発〇九三〇第二号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等により、都道府県等を通じて、医療機関等に対し、周知を図っているほか、ME／CFS等に関するものとして、身体障害者手帳の交付申請に必要となる医師の診断書及び意見書の記入例について、同省のホームページで公表するとともに、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その三）」（令和七年六月十六日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）等により、都道府県等を通じて、身体障害者福祉法第十五条第一項の都道府県知事の定める医師に対し周知を図っていると

二の後段について

御指摘のような「実態」は具体的には承知していないが、いずれにせよ、「専門医」において障害認定に係る適切な診断書等の作成がなされるよう、引き続き、二の前段について述べたような周知に努めてまいりたい。

三について

お尋ねのような「事例」は具体的には承知していないが、いずれにせよ、お尋ねに関し、障害福祉サービスの支給決定を受ける場合の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第四条第一項の規定において、「身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（中略）並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの」とされているところ、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者は、同条において、「都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」とされており、また、同項に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき定められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）において、ME／CFS等は「特殊の疾病」として定められていない。したがって、ME／CFS等の患者については、御指摘の「手帳の有無を問わず、心身の障害や難病等により一定の制限がある者」が障害福祉サービス「対象」とされているわけではないが、一の前段について述べたとおり、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められ、かつ永続する障害を有する者に該当する場合には、身体障害者手帳の交付を受け、障害福祉サービスの支給対象になっているところであり、引き続き、障害認定の適切な運用に努めてまいりたい。

四について

お尋ねに関しては、三について述べたとおり、ME／CFS等に関し、障害福祉サービスの支給決定を受ける場合の対象者は、障害者総合支援法に規定する「障害者」であつて、障害福祉サービスは当該者に提供されることを前提としているが、「介護給付費等の支給決定等について」（平成十九年三月二十三日付け障発第〇三二三〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、都道府県等に対し、「介護を行う者（障害児にあつては保護者）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、介護給付費等の支給を決定する。（中略）介護を行う者がいる場合に居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではなく、介護給付費の支給に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行つていただくよう留意されたい」と示しているところ、例えば、厚生労働省が令和八年三月二十六日に開催した令和七年度障害保健福祉関係主管課長会議において、都道府県等に対し、「障害福祉サービスの支給要否決定は、・・・障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされて」おり、「これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定すること」及び「同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付費の支給の可否を機械的に判断するのではなく、同居家族等の心身の状況や就労状況等を含め、介護を行う者の状況に配慮した上で行つていただくよう留意されたい」旨を周知しているところであり、今後とも、必要な周知に努めてまいりたい。

令和八年六月三十日提出
質問 第二三 号

年金給付の期日に関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

年金給付の期日に関する質問主意書

労働基準法第二十四条第二項では、「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされている。一方、国民年金法第十八条第三項では、「年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。」とされている。この差異の理由について、政府の見解を示されたい。また、年金給付を毎月に改める検討を行っているか、併せて示されたい。

内閣衆質二二第一二三号
令和八年七月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員山本ジョージ君提出年金給付の期日に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本ジョージ君提出年金給付の期日に関する質問に対する答弁書

御指摘の賃金の支払については、労働基準法

(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第二項の規定に基づき、毎月一回以上支払うこととされている一方で、御指摘の年金給付については、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第十八条第三項等の規定に基づき、原則二か月に一度支給することとされているところ、これは、令和四年四月七日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「年金の支給回数につきましては、国民年金の制度創設当初は年に四回、三か月に一度とされていたところでございます。その後、年金

令和八年七月十四日 衆議院会議録第三十一号

議長長の報告

の所得保障の趣旨に資するような受給者サービスの改善という観点から、事務処理等への影響も考慮した上で、昭和六十年以降、順次国民年金法等を改正し、平成二年からは現在の年六回、二か月に一度とされている」と答弁しているところである。

その上で、同日の同委員会において、後藤厚生労働大臣(当時)が「年金の毎月支払による受給者の利便性向上の趣旨・・・は理解できるわけでございませけれども、約四千万人の年金受給者に対して毎月支給を実施する場合に、まず支払期日までの期間短縮に伴いまして、日本年金機構のみならず、各共済組合、年金から控除される税金や、介護保険料を所管する市町村等の関係機関における業務量の増加、死亡等の、例えば受給者の状況の変化が支払処理に反映されずに過払い等が発生する中で、要するに返してもらいう手間が掛かるということ、受給者の口座への支払の頻度が上がることに伴い日本銀行、金融機関等の業務が増加するとともに負担する手数料が増加するなど、技術的なことではございますけれども、様々な課題がございます。こうした様々な課題や、毎月支払へ変更したとしても年金の総額は増加しないということでもありますので、極めて大量な情報をより迅速かつ正確に処理が可能となるようなデジタル技術の進展等も考慮しつつ、検討が必要だということに考えております」と答弁しているところ、お尋ねの「年金給付を毎月に改める検討を具体的にいう段階にはない」と考えており、お尋ねの「差異が生じているものである」。

令和八年六月三十日提出
質問 第二四 号

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書

提出者 山本ジョージ

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問主意書

生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額の算出根拠を明らかにされたい。また、この全額控除額は平成二十五年八月から一万五千元に据えおかれていると承知しているが、この間の物価上昇率や賃金上昇率及び所得税の基礎控除の引上げの状況等を踏まえた全額控除額の見直しの必要性について、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二二第二四号
令和八年七月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本ジョージ君提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問に対する答弁書

御指摘の「全額控除額」については、平成二十五年八月より前は、八千円であったところ、平成二十四年九月二十八日の第八回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、委員から「生活保護を脱却する動機のためには勤労控除をもっと拡大する必要がある」と思っており・・・今後大幅に拡大する方向で検討していただきたい」等の発言があったことも踏まえ、平成二十五年一月二十五日に同部会が取りまとめた報告書において、「生活保護受給中の就労インセンティブ施策として勤労控除制度があるが、現在の勤労控除は一定の効果はあるものの、一層の就労を促すためには現在の金額では不十分との指摘もあり、増収するほどに控除率が低下する仕組みを見直す必要がある。・・・このため、全額控

除となる水準や控除率を見直す必要がある」とされ、これを受け、厚生労働省において、「全額控除となる水準」を大幅に拡大することとし、就労継続支援B型事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型を提供する事業所をいう。)における平均工賃の額等も参考にしながら、平成二十五年八月から一万五千元に増額したものである。

また、「全額控除となる水準」について、平成二十四年十月五日の第十回社会保障審議会生活保護基準部会において、委員から「勤労控除を増加させると、やはり勤労被保護世帯の可処分所得は上昇すると考えられますから、一般低所得世帯とのバランスをどう考えるのかという新たな問題がまき出してくると思います」といった発言もあるように、その見直しについては、生活保護を受けずに働いている低所得者との公平性の観点等からの検討も必要であると考えており、その上で、御指摘の「状況等」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、「物価上昇率や賃金上昇率及び所得税の基礎控除の引上げの状況」のみを踏まえた全額控除額の見直しについては、慎重な検討が必要であるとされている。

令和八年七月一日提出
質問 第二一五 号

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書

提出者 早稲田ゆき

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書

外国人留学生が妊娠又は出産を理由又は契機として、退学、除籍、休学、転校・転学、帰国勧奨、在留資格更新困難、相談先につながらない孤立等に直面する事例が指摘されている。

政府は、二〇二六年六月十六日付け内閣衆質二二第一六号答弁書において、留学生在が妊娠又は出産した事実のみをもって、本人の意思に反して退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないとの見解を示した。また、妊娠又は出産した事実のみをもって直ちに在留資格「留学」を失うものではなく、在留期間更新又は在留資格変更の可否は個別の事情に応じて判断される旨の見解を示した。

さらに、二〇二六年六月三十日付け内閣衆質二二第一九号答弁書において、政府は、大学、短期大学及び高等専門学校に対して毎月求めている外国人留学生的の退学者、除籍者及び所在不明者等に係る定期報告において、「退学又は除籍の理由の一つとして「本人の妊娠・出産」を新たに追加したことを明らかにした。一方で、日本語教育機関又は認定日本語教育機関に在籍する外国人留学生について、退学、除籍、休学、転校・転学又は所在不明等の理由として「妊娠・出産」を報告項目に追加することは、現時点では考えていない旨を答弁した。

しかし、独立行政法人日本学生支援機構の二〇二五年度外国人留学生在在籍状況調査結果によれば、二〇二五年五月一日現在の外国人留学生総数は四十万八千六百九十九人であり、このうち日本語教育機関に在籍する留学生は十四万七百七十四人である。日本語教育機関に在籍する留学生は、外国人留学生全体の約三十四・三パーセント、すなわち三分の一を超えている(注一)。

法務省の「日本語教育機関の告示基準解釈指針」では、合理的な理由なく生徒の意に反して退学等させる行為は人権侵害行為に当たるとされ、特に、妊娠・出産等を直接の理由とした退学強制、すなわちマタニティハラースメントは、人権侵害行為の例として明記されている(注二)。また、文部科学省の通知においても、妊娠した生徒に学業継続の意思がある場合には、安易に退学処分や事実

上の退学勧告等を行わず、休学、転学等、学業を継続するための方策について必要な情報提供を行うことが示されている(注三)。

公開文書で確認できる範囲でも、日本語教育機関の募集要項、学生募集要項、事前通知・同意書等において、妊娠を納入金不返還、退学又は帰国と結びつける記載が複数確認される。具体的には、SAELU学院「募集要項」では、「返金しない場合」の例として妊娠を挙げている(注四)。KSN日本語「留学生募集要項」では、「以下の場合には、退学届けを提出した場合でも返金しませんが」とした上で、妊娠を列挙している(注五)。SBC姫路日本語学院「学生募集要項」でも、「返金しない場合」として、妊娠を列挙している(注六)。これら三件はいずれも、学納金返還不可の理由として妊娠を明記している例である。

また、エイシン長岡日本語学校「事前通知・同意書」には、「日本語学校在学中に妊娠が発覚した場合、学業と出産・育児等との両立が難しいため、一旦退学・帰国」と記載されている(注七)。同文書は返金規定そのものではないが、妊娠の発覚を退学・帰国につなげる文書であり、妊娠を契機とする退学強制又は帰国勧奨の問題を示す資料として重要である。

本質問において「募集要項等」とは、日本語教育機関又は認定日本語教育機関が入学希望者又は在籍生に対して公開又は配布する学生募集要項、入学案内、誓約書、同意書、学費返還規程、納入金規程、事前通知書その他これらに類する文書をいう。

また、本質問において「妊娠等を理由とする不利益な記載」とは、主として妊娠又は出産を理由又は契機として、納入金を返金しない、退学若しくは休学を求める、転校・転学を求める、在籍継続を認めない、進級又は卒業を認めない、帰国を求める等の取扱いを定める記載をいう。以上を踏まえ、以下質問する。

一 告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関における不利益記載の確認について

1 法務省の「日本語教育機関の告示基準解釈指針」において、妊娠・出産等を直接の理由とした退学強制、すなわちマタニティハラースメントは、人権侵害行為の例として明記されているとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

2 本質問で示した注四から注七までの募集要項等について、出入国在留管理庁又は文部科学省は、当該文書の記載内容、現在の掲載状況、当該記載の趣旨及び実際の運用状況を確認するか。確認する場合は、担当する行政機関、確認する項目及び確認の時期を示されたい。確認しない場合は、その理由を示されたい。

3 告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の募集要項等に、妊娠を理由又は契機として、納入金を返金しない、退学を求める、休学を求める、転校・転学を求める、在籍継続を認めない、進級又は卒業を認めない、帰国を求める等の記載があることを出入国在留管理庁又は文部科学省が把握した場合、当該機関に対し、少なくとも以下の事項を確認する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

- ① 当該記載の趣旨
- ② 当該記載の現在の運用状況
- ③ 当該記載に基づき、妊娠を理由又は契機として納入金を返還しなかった事例の有無
- ④ 当該記載に基づき、妊娠を理由又は契機として退学、休学、転校・転学又は帰国を求めた事例の有無
- ⑤ 妊娠した留学生本人の意思確認の方法
- ⑥ 学業継続を希望する場合の休学・復学・転校・転学等の選択肢の説明の有無
- ⑦ 医療機関、地方公共団体、出入国在留管

理庁、法的支援機関又は民間支援団体への接続の有無

4 前問3に掲げる事項について確認することは、個別契約上の返金義務の有無を判断するものではなく、告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関における人権侵害行為又は不適切な取扱いの有無を把握するための行政上の確認である。このような確認を行うことは、出入国在留管理庁又は文部科学省の所掌及び権限の範囲内で可能であるとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

5 妊娠を理由又は契機として入学を辞退した入学希望者又は退学した留学生に対し、既納の学納金を返還したか否かは、当該募集要項等の記載が妊娠を理由とする経済的不利益として運用されているかを把握する上で重要な確認事項であると考え、政府の見解を示されたい。

6 日本語教育機関が、募集要項等において、妊娠を理由又は契機として納入金を返金しない旨を定め、当該記載に基づき、妊娠を理由又は契機として入学を辞退した入学希望者又は退学した留学生に対し既納の学納金を返還しなかった場合、当該取扱いが、直ちに個別契約上の効力を判断するものではないとしても、妊娠を理由とする経済的不利益として、少なくとも出入国在留管理庁又は文部科学省による確認、助言、指導又は改善の求めの対象となり得るとの理解でよい。政府の見解を示されたい。

二 妊娠を理由又は契機とする退学・帰国記載への対応について

1 告示日本語教育機関又は認定日本語教育機関の募集要項等において、「日本語学校在学中に妊娠が発覚した場合、学業と出産・育児等との両立が難しいため、一旦退学・帰国」とする趣旨の記載があることを出入国在留管

理庁又は文部科学省が把握した場合、当該記載は、留学生が妊娠又は出産した事実のみをもって、本人の意思に反して退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないとする政府見解との整合性を確認すべき記載であるとの理解でよい。政府の見解を示されたい。 2 前問1のような記載を把握した場合、出入国在留管理庁又は文部科学省は、当該機関に対し、当該記載の削除又は修正、及び妊娠した留学生が学業継続を希望する場合の支援方針の明示を求めることができる。求めることができないとする場合は、その理由を示されたい。 3 妊娠した留学生に対し、本人の意思確認を十分に行わず、休学・復学・転校・転学、医療機関、地方公共団体、出入国在留管理庁、法的支援機関又は民間支援団体への接続に関する情報提供を行わないまま、退学又は帰国を求めた場合には、個別具体の事情を踏まえるとしても、少なくとも人権侵害行為又は不適切な取扱いに該当し得るとの理解でよい。政府の見解を示されたい。 三 確認・指導の手順について 1 告示日本語教育機関について、出入国在留管理庁が、募集要項等における妊娠を理由又は契機とする不利益な記載又は運用を把握した場合、どの部局が、どのような手順で、当該機関への確認、助言、指導又は改善の求めを行うのか。現行制度上の手順を示されたい。 2 認定日本語教育機関について、文部科学省が、募集要項等における妊娠を理由又は契機とする不利益な記載又は運用を把握した場合、どの部局が、どのような手順で、当該機	関への確認、助言、指導又は改善の求めを行うのか。現行制度上の手順を示されたい。 3 告示日本語教育機関が、妊娠を理由又は契機とする不利益な記載又は運用について、必要な助言、指導又は改善の求めにもかかわらず正しくない場合、当該機関が日本語教育機関の告示基準に適合しているかを確認し、必要に応じて告示抹消等を含む対応の検討対象となり得るとの理解でよい。政府の見解を示されたい。 4 認定日本語教育機関が、妊娠を理由又は契機とする不利益な記載又は運用について、必要な助言、指導又は改善の求めにもかかわらず正しくない場合、当該機関が認定基準に適合しているかを確認し、必要に応じて認定取消し等を含む対応の検討対象となり得るとの理解でよい。政府の見解を示されたい。 四 告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関への周知について 1 出入国在留管理庁及び文部科学省は、告示日本語教育機関及び認定日本語教育機関に対し、募集要項等において、妊娠又は出産を理由又は契機として、納入金不返還、退学、休学、転校・転学、在籍継続の否定、進級又は卒業の否定、帰国等を一律に定める記載を置くことは不適切である旨を、通知、事務連絡、Q&A、説明会資料等により周知する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。 2 前問1の周知を行う場合は、実施する行政機関、対象機関、周知方法及び実施時期を示されたい。周知しない場合は、その理由を示されたい。 3 周知に当たっては、少なくとも、①妊娠又は出産した事実のみをもって本人の意思に反	して退学、休学、転校・転学又は帰国を求めることは適切ではないこと、②妊娠又は出産した事実のみをもって直ちに在留資格「留学」を失うものではないこと、③本人が学業継続を希望する場合には、休学・復学・転校・転学、在留資格手続、医療機関、地方公共団体、法的支援機関又は民間支援団体への接続について情報提供を行うこと、④妊娠を理由又は契機とする納入金不返還等の経済的不利益が不適切な取扱いとなり得ることを明示すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。 注四から注七までの文書への具体的対応について 五 1 本質問で示した注四から注七までの募集要項等について、出入国在留管理庁又は文部科学省は、質問主意書への答弁時点までに、当該文書の記載内容及び現在の掲載状況を確認するか。確認しない場合は、その理由を示されたい。 2 本質問で示した注四から注七までの募集要項等について、出入国在留管理庁又は文部科学省は、当該機関に対し、当該記載の趣旨、現在の運用状況、当該記載に基づく退学、休学、帰国又は納入金不返還の事例の有無を確認するか。確認する場合は、確認する行政機関及び確認時期を示されたい。確認しない場合は、その理由を示されたい。 3 本質問で示した注四から注七までの募集要項等について、出入国在留管理庁又は文部科学省が確認した結果、妊娠を理由又は契機として納入金不返還、退学、休学、転校・転学又は帰国を一律に定める記載又は運用が確認された場合、当該機関に対し、当該記載の削除又は修正、及び妊娠した留学生への学業継続支援方針の明示を求めるか。求めない場合	は、その理由を示されたい。 注一 独立行政法人日本学生支援機構「二〇二五年度外国人留学生在籍状況調査結果」https://www.studyin-japan.go.jp/ja/statistics/enrollment/data/2605291000.html 注二 法務省「日本語教育機関の告示基準解釈指針」https://www.moj.go.jp/isa/content/930005393.pdf 注三 文部科学省「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seishouidou/1411217.htm 注四 S A E L U学院「募集要項」(同学院ウェブサイト掲載、二〇二六年六月三十日閲覧、URL: https://saclu.net/jp/download/%E3%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85-jSN%E6%97%A5%E6%9C%A6%E8%AA%9E.pdf)。該当箇所には「退学届を提出した場合でも返金しない事由として妊娠を挙げる趣旨の記載がある。 注五 K S N日本語「留学生募集要項」(同校ウェブサイト掲載、二〇二六年六月三十日閲覧、URL: https://ksn-japanese.jp/wp-content/uploads/2021/03/%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85-jSN%E6%97%A5%E6%9C%A6%E8%AA%9E.pdf)。該当箇所には「退学届を提出した場合でも返金しない事由として妊娠を挙げる趣旨の記載がある。 注六 S B C姫路日本語学院「学生募集要項」(同校ウェブサイト掲載、二〇二六年六月三十日閲覧、URL: https://www.ji-acad.com/assets/document/ApplicationDocument.pdf)。該当箇所には「返金しない場合として妊娠を挙げる趣旨の記載がある。
--	--	---	--

令和八年七月十四日 衆議院会議録第三十一号

議長長の報告

八

注七 エイシン長岡日本語学校「事前通知・同意書」(同校ウェブサイト掲載、二〇二六年六月三十日閲覧、URL: https://eishin-jis.com/wp/wp-content/themes/ejs-v2/assets/doc/ad_2_20190912/ad_2_20200925.pdf)。該箇所には、日本語学校在学中に妊娠が発覚した場合、学業と出産・育児等との両立が難しいため一旦退学・帰国とする趣旨の記載がある。
右質問する。

内閣衆質二二一第二五号
令和八年七月十日
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員早稲田ゆき君提出留學生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問に対する答弁書

一の1について

「日本語教育機関の告示基準解釈指針」(平成二十八年八月五日付け法務省管在第四千七百七号法務省入国管理局入国在留課長通知別添)においては、「日本語教育機関の告示基準」(平成二十八年七月二十二日法務省入国管理局策定、令和七年六月一日出入国在留管理庁最終改定。以下「告示基準」という。)第一条第一項第二号ホの解釈の指針を示すに当たり、「妊娠・出産等を直接の理由とした退学強制(マタニティハラメント)」を「人権侵害行為」の例として記載している。

一の2について

御指摘の「当該文書の記載内容、現在の掲載状況」については、出入国在留管理庁にお

て、令和八年七月一日時点におけるホームページへの掲載状況及びその「記載内容を確認している。その上で、「当該記載の趣旨及び実際の運用状況」について、「当該文書」を作成した機関に対して確認するか否かについては、個別の事案に関することであり、お答えすることは差し控えたい。

一の3及び4について

告示日本語教育機関(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)本則の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イに規定する告示日本語教育機関をいう。以下同じ。)及び認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号。以下「日本語教育機関認定法」という。)第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。)(以下これらを合わせて「日本語教育機関」という。)について、告示基準又は認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)への不適合が疑われる事案を把握した場合には、出入国在留管理庁又は文部科学省において、当該不適合の有無を判断するために必要な限度で確認を行うこととしているところ、御指摘の「記載があることを・・・把握した場合」に、お尋ねの「事項を確認する必要があるか否かについては、その「確認」が同庁又は同省の所掌及び権限の範囲内であるか否かを含め、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難である。

一の5について

妊娠した外国人留学生等に対し日本語教育機関が「既納の学納金を返還したか否か」という事実に対する評価については、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、お尋ねにつ

いて一概にお答えすることは困難である。
一の6について

一の3及び4についてでお答えしたとおり、告示基準又は認定日本語教育機関認定基準への不適合が疑われる事案を把握した場合には、出入国在留管理庁又は文部科学省において、当該不適合の有無を判断するために必要な限度で確認を行い、必要に応じて改善を求めるなどすることとしているところ、お尋ねの場合が、同庁又は同省による「確認、助言、指導又は改善の求め」の対象となるか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難である。
一の1及び2について

出入国在留管理庁又は文部科学省において、日本語教育機関の募集要項等における特定の記載を把握した場合に、当該記載について当該日本語教育機関に確認するか否かを含む具体的な対応の在り方については、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。
一の3について

お尋ねの場合が「人権侵害行為又は不適切な取扱い」に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難である。
一の1及び3について

お尋ねの場合において、出入国在留管理庁が、「当該機関への確認、助言、指導又は改善の求めを行う」か否かについては、その「手順」も含め、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難であるが、同庁は、法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第二十八条第一項の規定に基づき、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務としており、「入国・在留審査要領」(平成十五年九月十日付け法務省管在第五千

三百二十九号法務省入国管理局長通知)に基づき、告示日本語教育機関の運営体制が告示基準に適合しないと認められる場合には、当該告示日本語教育機関から事情を聴取するなどして改善を指導し、「改善報告書」を提出させることとしているところ、これらの事務は、同庁在留管理支援部が所掌している。また、当該指導を行ったにもかかわらず、当該告示日本語教育機関の運営体制がなお告示基準に適合しないと認められる場合には、個別具体の事案ごとに、告示基準第二一条第一項の規定に基づき、当該告示日本語教育機関を出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成二年法務省告示第四百十五号)別表第一から抹消することについて検討する場合もあり得る。
一の2及び4について

お尋ねの場合において、文部科学省が、「当該機関への確認、助言、指導又は改善の求めを行う」か否かについては、その「手順」も含め、個別具体の事案に即して判断すべきものであるため、一概にお答えすることは困難であるが、文部科学大臣は、日本語教育機関認定法第十一条の規定に基づき、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、認定日本語教育機関の設置者に対し、日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされているほか、日本語教育機関認定法第十二条の規定に基づき、認定日本語教育機関が日本語教育機関認定法第二三条各号のいづれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきこととの勧告等を行うことができることとされているところ、これらの事務は、同省総合教育政策局が

所掌している。また、同大臣は、日本語教育機関認定法第十二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた認定日本語教育機関の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとされており、当該設置者がその命令に違反したときは、同大臣は、日本語教育機関認定法第十四条第一項の規定に基づき、当該日本語教育機関の認定を取り消すものとされている。

四について

出入国在留管理庁及び文部科学省としては
外国人留学生が妊娠し、又は出産した事実のみ
をもつて、本人の意に反して退学、休学、転
校、転学又は帰国を求めることは適切ではない
との基本的な考え方について、日本語教育機関
に適切に周知することが重要であると考えてお
り、日本語教育機関に対して、先の答弁書（令
和八年六月十六日内閣衆質三二第一六号）二
についてでお答えしたとおりの周知を既に行つ
ている。そのため、外国人留学生等が妊娠し、
又は出産した場合の取扱いについて、日本語教
育機関が作成する募集要項等における記載の在
り方に関する周知することは考えていない。

御指摘の「当該文書の記載内容及び現在の掲載状況」については、一の2についてでお答えしたとおり、出入国在留管理庁において、令和八年七月一日時点におけるホームページへの「掲載状況」及びその「記載内容」を確認している。その上で、「当該記載の趣旨、現在の運用状況、当該記載に基づく退学、休学、帰国又は納入金不返還の事例の有無」について「当該文書を作成した日本語教育機関に対して確認するか否か及びその確認を行った場合に日本語教育機関に対しどのように対応するかについて

は、個別の事案に関することであり、お答えすることは差し控えたい。

令和八年七月一日提出
質問第二六号

総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書

提出者 小川 淳也

総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書

消費税法第六十三条により、事業者が消費者に對してあらかじめ商品又は役務の価格を表示する場合には、消費税額及び地方消費税額を含む支払総額、いわゆる「税込価格」を表示することが義務付けられている。

また、総額表示義務に関する特例が令和三年三月三十一日をもって失効したことにより、同年四月一日以降、総額表示が全面的に義務付けられている。

しかし、現行制度では、税込価格が表示されていけば、税抜価格を併記し、かつ、税抜価格を税別価格よりも大きな文字で表示することも許容されている。このような表示については、消費者が目立つ税抜価格を実際の支払価格であると誤認し、会計時に初めて税込価格との差に気付くこと、混乱や不満を招くおそれがある。

総額表示義務の趣旨は、消費者が商品等の選択に際して実際に支払う価格を容易に認識し、比較できるようにすることにある。したがって、単に税込価格が形式的に表示されているだけでなく、消費者にとって税込価格が明瞭かつ容易に認識できる表示であることが必要であると考ええる。

一 税抜価格を税込価格よりも大きな文字で表示することは、消費者が実際に支払う価格を容易に認識できるようにするという総額表示義務の

趣旨に反するおそれがあるが、政府の見解を示されたい。

一般消費者に対する商品又は役務の価格表示について、税込価格を税抜価格以上の大きさの文字で表示することを義務付けるなど、税込価格が税抜価格よりも明瞭かつ容易に認識できるように、表示方法に関する具体的な基準を設けるべきではないか。政府の見解及び今後の対応方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質三三二第二六号

令和八年七月十日

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員小川淳也君提出総額表示における税込価格の表示方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員小川淳也君提出総額表示における税込価格の表示方法に関する質問に対する答弁書

二
について

お尋ねについては、財務省が令和三年一月十七日に公表した「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」（以下「ガイドライン」という。）において、「税込価格と税抜価格を併記する場合」について、「税抜価格を」とことさらに強調することにより、消費者者に誤認を与える表示となるときは、総額表示義務を満たしているとはいえない。他方で、税込価格が明瞭に表示されている場合には、消費者者に誤認を与えることとはならないが、明瞭に表示されているか否かについての考え方は、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成二十五年九月十日付

消費者庁)の「第二 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方」に示されている通りである」と示しているところ、消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等」という。に相当する額を含まない価格を消費税額等に相当する額を含めた価格(以下「税込価格」という。)よりも大きな文字で表示している場合であっても、税込価格が「明瞭に表示されている」との基準に適合する場合には、御指摘の「総額表示義務」に関し、ガイドラインにおいて示した「事前に『消費税額を含む価格』を一目で分かるようにするという消費者の利便性に配慮する」との趣旨に沿わないものではないと考えている。

一について

お尋ねの「表示方法に関する具体的な基準」については、ガイドラインにおいて、「税抜価格を「〇」とさら強調する」ことにより、消費者に誤認を与える表示となるときは、総額表示義務を満たしているとはいえない。他方で、税込価格が明瞭に表示されている場合には、消費者に誤認を与えることとはならないが、明瞭に表示されているか否かについての考え方は、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成二十五年九月十日消費者庁）の「第二 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方」に示されている通りである」と示しているところ、具体的には、「税込価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であるとして一般消費者に誤解されることがないように表示されたいれば、税込価格が明瞭に表示されているといえる。また、この判断に当たっては、基本的に以下の要素が総合的に勘案される・・・」。一 税込価格表示の文字の大き

さ・二 文字間余白、行間余白・三 背景の色との対照性」としているところであり、政府としては、こうした考え方に基づき引き続き対応していく考えである。

令和八年七月一日提出
質問 第二七号

アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書

提出者 小川 淳也

アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書

アッシャー症候群は、感音難聴と網膜色素変性症を併発する遺伝性疾患であり、視覚及び聴覚の双方に障害を生じ得る。とりわけ二型では、幼少期から難聴を有し、思春期から若年成人期に夜盲、視野狭窄等の視覚症状が現れ、その後進行する例が多いとされる。網膜色素変性症は、原因遺伝子、発症時期及び進行速度が多様であるものの、残存する視機能は失われれば回復が困難である場合が多い。

海外では、特定の原因遺伝子を標的とする治療、原因遺伝子を問わず幅広い患者を対象とする治療及び進行後の視覚機能の再建を目指す治療が並行して開発されている。例えば、網膜色素変性症に対する調節遺伝子治療OCU400は米国で第三相試験の登録を完了しており、アッシャー症候群関連網膜色素変性症に対する経口治療候補NPI-001は第一・二相試験の結果を踏まえた確認試験が計画されている。また、USH2A遺伝子エクソン十三変異を対象とする核酸医薬ウルテブルセンについても国際的な第二相試験が進められている。米国には、通常の治療に参加できない患者が一定の要件の下で治療薬を使用できる拡大アクセス制度も設けられている。

我が国においても、先駆的医薬品等指定制度、

希少疾病用医薬品等指定制度、患者申出療養制度等が整備され、国内発の遺伝子治療等の研究開発も進められている。また、重度の視力低下を有する遺伝性網膜ジストロフィーを対象とするMCO-001が先駆的再生医療等製品に指定され、海外の新興バイオ医薬品企業の開発品を我が国へ導入するための国際共同治験ワンストップ相談窓口も設けられている。

しかし、海外で後期治験に進む治療候補について、日本人患者の国際共同治験への参加、国内での早期試験及び承認申請に必要なデータの収集方針が明らかでないものがある。また、治験又は治療の適格性が遺伝子型によつて決まる時代になりつつあるにもかかわらず、包括的な遺伝学的検査へのアクセスは限定されている。さらに、患者申出療養を利用する場合も、未承認薬等の費用は原則として患者負担となり、実施計画を作成する医療機関及び製品を提供する企業の協力が必要であるため、高額な遺伝子治療等への現実的なアクセス手段になりにくい場合がある。

これらの疾患における数年の治療アクセスの遅れは、単なる待機期間ではなく、教育、就労、移動、自立その他の社会参加の機会に不可逆的な影響を及ぼし得る。政府は、海外の有望な治療候補を早期に把握して国内治験へつなげるとともに、遺伝学的検査、国際共同治験への参加及び治験対象外患者の早期アクセスを一体的に進めるべきである。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 包括的な遺伝学的検査へのアクセスについて 治験及び治療の適格性判断並びに遺伝カウンセリングに用いるため、遺伝性網膜ジストロフィーが疑われる患者について、特定の承認済み治療の適応判定に限らない包括的な遺伝子パネル検査を保険診療で受けられるよう、保険適用の範囲を拡大すべきではないか。政府の見解、現在の検討状況及び実施時期の見通しを示

されたい。

二 海外開発品の能動的な選定及び企業への働き掛けについて

厚生労働省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等が連携し、海外で第二相後期又は第三相に進む希少疾患治療候補を定期的に選定し、開発企業に対して日本を含む国際共同治験、国内治験又は同時申請を具体的に提案する仕組みを設けるべきではないか。

また、OCU400、NPI-001及びウルテブルセンについて、政府は開発状況及び我が国への導入可能性を把握しているか。各品目について、開発企業又は権利保有企業から対面助言、事前相談、治験届その他の相談又は申請を受けた事実の有無を、企業秘密に配慮しつつ可能な範囲で示されたい。

三 国際共同治験及び国内早期試験への参加支援について

海外で臨床開発が先行する希少疾患治療について、科学的に不要な場合には日本人のみを対象とする追加的な第一相試験を一律に求めず、日本人患者の国際共同治験への参加を促進する現在の考え方を、海外の小規模な開発企業にも分かりやすく周知し、個別相談を無償又は低額で提供すべきではないか。

また、国際共同治験への途中参加が困難な場合には、日本人を対象とする少人数の安全性・用量確認試験又は長期安全性試験を迅速に立ち上げるため、試験費用、治験製品の輸送、通訳及び翻訳、保険、製造品質への対応並びに国内治験管理人に係る費用を公的に支援すべきではないか。政府の見解を示されたい。

四 治験対象外患者の早期アクセスについて

治験の年齢、病期、遺伝子型その他の基準により参加できない患者に対し、安全性及び有効性に関する一定の科学的根拠がある場合には、

拡大治験、患者申出療養等を通じて未承認治療へ適切にアクセスできるよう、希少疾患向けの標準実施計画、相談窓口及び迅速な審査手順を整備すべきではないか。

また、患者申出療養において、高額な治験製品又は未承認製品の費用が原則として患者負担となることが、事実上の利用障壁となっているとの認識はあるか。公的研究費、企業負担、基金その他の方法により、患者の所得によつて治療機会が左右されない費用支援制度を設けるべきではないか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質二二一第二七号
令和八年七月十日

衆議院議長 森 英介殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員小川淳也君提出アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川淳也君提出アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問に対する答弁書

一について

我が国の医療保険制度においては、治療等と疾病等との関係が明らかであり、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療等を保険適用の対象としており、こうした考えの下、御指摘の「遺伝性網膜ジストロフィーが疑われる患者」に対する「遺伝子パネル検査」については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」令和八年三月五日付け保医発〇三〇五第六号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知)において、「遺伝性網膜ジストロフィー遺伝子検査は、(中略)ボレチゲン ネバルボベクの適応の判定の補助を目

的として実施した場合」には「算定できる」としており、現時点では、お尋ねの「特定の承認済み治療の適応判定に限らない包括的な遺伝子パネル検査」への「保険適用の範囲」の「拡大」については、慎重に検討すべきものと考えている。

二の二段について

お尋ねについて、網羅的に御指摘のような「海外で第二相後期又は第三相に進む希少疾患治療候補を定期的に選定し、・・・具体的に提案することについては困難であると考えているが、御指摘のような「企業への働き掛け」に関しては、例えば、「国際共同治験ワンストップ相談窓口事業 実施要綱（令和七年五月一日付産情発〇五〇一第十三号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）に定める「国際共同治験ワンストップ相談窓口事業」により、「日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業からの国内での治験・臨床試験の実施に関する相談の受付、国内での治験の実施の支援・誘致を行うワンストップ相談窓口の設置を行うこと」で、国際共同治験の実施体制の強化を行うこと等を目的とし、「日本の制度、治験環境等に関する英語での広報資料の作成、相談・支援窓口に係る英語サイト（日英バイリンガル）の構築等による相談・支援窓口の広報活動など、海外のスタートアップ等に対する日本での治験実施の誘致活動」等に取り組んでいるところである。

二の後段について

お尋ねの「開発状況」については承知しているが、「我が国への導入可能性」及び「開発企業又は権利保有企業から対面助言、事前相談、治験届その他の相談又は申請を受けた事実の有無」については、個別の企業に関するものであることから、お答えを差し控えたい。

令和八年七月十四日 衆議院会議録第三十一号

議長長の報告

三の前段について

お尋ねについては、御指摘の「海外の小規模な開発企業等」に対して、「医薬品等審査迅速化事業費補助金等（国内未承認薬・適応外薬審査迅速化事業等）実施要綱」（平成二十九年四月十四日付け薬生発〇四一四第四号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙（最終改正 令和八年四月七日））に定める「医薬品国内開発伴走事業」により、御指摘の「考え方」を含む日本の薬事規制についての周知を行うとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が米国に設立した事務所において、日本の薬事制度に関する相談に無償で対応しているところである。

三の後段について

御指摘の「国際共同治験への途中参加が困難な場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「日本人を対象とする少数人の安全性・用量確認試験又は長期安全性試験」を含め、医薬品の臨床研究又は治験については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施している臨床研究・治験推進研究事業により、我が国における革新的な医薬品を創出するため、科学性及び倫理性が十分に担保された質の高い臨床研究又は治験を行う研究費の助成が行われており、引き続き適切な支援を継続してまいりたい。

四の前段について

お尋ねに関しては、御指摘の「希少疾患」の患者も含め患者に係るものとして、御指摘の「拡大治験」については、「人道的見地から実施される治験の実施について」（令和六年九月十三日付け医薬薬審発〇九一三第二号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）において、「人道的見地から・・・治験に参加できない患者に対して未承認薬等を提供できるようにするための方策」を示しており、具体的には、「主治医が治験実施者に拡大治験の実施の要望を行うこと」、

「拡大治験の実施ができないと治験実施者から回答を受けた主治医及び患者が・・・納得できない場合、主治医は、主たる治験に参加できない理由及び拡大治験の必要性等を・・・厚生労働省・・・に提出することができると」、「拡大治験の治験実施計画書の作成に当たっては、必要に応じてPMDAの治験相談等を利用することができると」等を示している。また、御指摘の「患者申出療養」については、「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（平成二十八年三月四日付け医政発〇三〇四第三号・薬生発〇三〇四第一号・保発〇三〇四第十八号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び保険局長連名通知（最終改正 令和七年三月十二日））において、「患者申出療養は、困難な病状と闘う患者の思いに応えるため、先進的な医療について、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにするものである」と示しており、具体的に「患者申出療養」として告示されていない医療技術に係る申出等の取扱い」として、患者が「申出書」を提出する際には、「当該申出に係る療養の実施計画」や「治療の内容及び費用」等を記載した「臨床研究中核病院の意見書」等を添付し、「意見書を作成した臨床研究中核病院を経由し」、厚生労働省に「提出すること」とした上で、「患者申出療養評価会議」（患者申出療養評価会議設置要綱（平成二十八年四月十三日厚生労働大臣何定め）に基づき設置された先進的な医療に係る専門的知見を有する有識者により構成される評価会議をいう。以下同じ。）において、「患者申出療養の適否に係る審議を行い、「実施が承認されたものを告示するものとする。また、厚生労働大臣は、患者申出療養評価会議の審議結果について、意見書を作成した臨床研究中核病院に通知するものとする」ともに、当該臨床研究中核病院は速やかにその旨（承認されなかった場合にあっては、その理由を含む。）について申出を行った患者に通知すること。告示は、厚生労働大臣が申出を受理した日から起算して原則六週間以内に適用するものとする」と示しているほか、「患者申出療養に係る患者からの相談の取扱い」として、「申出を行うに当たり、患者は必要に応じて、かかりつけ医等の保険医療機関の支援を受け、特定機能病院又は臨床研究中核病院に相談することができると」等について示している。これらを通じて、御指摘の「希少疾患の患者も含め患者が「未承認治療へ適切にアクセスできるよう」努めているところであり、引き続き、適切な周知等に努めてまいりたい。

四の後段について

御指摘の「患者申出療養」における「患者負担」については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成十八年三月十三日付け保医発第〇三一三〇三〇三号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知（最終改正 令和八年三月二十七日））において、「その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥当適切な範囲の額とすること」としているところ、患者が必要とする療養及びそれに伴う御指摘の「患者負担」は様々であることから、お尋ねの「認識」について一概にお答えすることは困難である。また、御指摘の「患者申出療養」における「患者負担」については、四の前段について述べたとおり、患者が「申出書」を提出する際には、「治療の内容及び費用」等を記載した「臨床研究中核病院の意見書」等を厚生労働省に提出した上で、患者申出療養評価会議において、当

該「臨床研究中核病院の意見書」の内容も踏まえ、「患者申出療養の適否に係る審議」を行うこととしており、これにより、当該「妥当適切な範囲の額」を担保することとしていることから、現時点で、お尋ねのような「費用支援制度」を設けることは検討していない。

令和八年七月一日提出
質問 第二一八号

石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書

提出者 小川 淳也

石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書

石綿含有建材が使用された建築物の解体には、事前調査、除去、飛散防止、運搬及び適正処分等が必要となり、通常の解体に比べて費用が大幅に増加する。

これらの建築物の多くは、建築当時の法令及び技術基準に適合するものとして建築されたものである。その後の規制強化によって生じた追加的な負担を、現在の所有者のみに負わせることは、建替えの先送り、老朽建築物や空き店舗の増加、事業承継の断念等を招くおそれがある。

また、石綿の適正な除去は、作業従事者及び周辺住民の健康を守るために不可欠であり、建築物所有者だけの問題ではなく、公衆衛生上の課題でもある。

以上を踏まえ、以下質問する。
一 現行の住宅・建築物アスベスト改修事業について、令和八年度における実施状況、支援対象、補助率、補助上限額及び予算額を明らかにしたい。

二 同事業は地方公共団体を通じた間接補助であるため、地方公共団体が補助制度を設けていない地域では、建築物所有者が支援を受けられない場合がある。地域によって支援の有無及び内容に格差が生じている現状について、政府の認識を明らかにされたい。

三 解体等の際に法令上の飛散防止措置が必要となる石綿含有建材には、吹付け石綿だけでなく、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、成形板及び仕上塗材等も含まれる。国の補助制度についても、法令上対策が必要となる全ての石綿含有建材を対象とすべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。

四 地方公共団体による補助制度の有無にかかわらず、全国で利用できる支援制度を創設し、事前調査、分析、隔離・養生、除去、飛散防止、運搬、適正処分その他の石綿対策によって通常の解体費用に上乗せされる費用を、国が補助すべきではないか。政府の見解を明らかにされたい。

五 石綿含有建材が使用された建築物の安全かつ適正な解体を促進するため、補助率及び補助上限額の引上げ並びに複数年度にわたる安定的な予算措置を講ずる考えはあるか。政府の方針を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第二八号

令和八年七月十日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員小川淳也君提出石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川淳也君提出石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「実施状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「住宅・建築物アスベスト改修事業」については、令和七年十二月八日に国土交通省が実施した「市街地再開発関連事業に関する地区概要調書等の作成について（依頼）」（令和七年十二月八日国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡）による調査の結果によれば、令和八年度において、二百六十一の地方公共団体が当該事業の実施を予定している。

お尋ねの「支援対象」については、「社会資本整備総合交付金交付要綱（平成二十二年三月二十六日付け国官発第二千三百十七号国土交通事務次官通知別添（最終改正 令和八年四月七日）。以下「交付要綱」という。）に記載されているとおり、「住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業（以下「誘導等事業」という。）、「アスベスト含有調査等に関する事業」（以下「調査等事業」という。）及び「アスベスト除去等に関する事業」（以下「除去等事業」という。）である。

誘導等事業に係るお尋ねの「補助率」及び「補助上限額」については、交付要綱に記載されているとおり、「地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用の二分の一、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の三分の一又は地方公共団体が補助する額の二分の一のいずれか低い額」である。

調査等事業に係るお尋ねの「補助率」及び「補助上限額」については、交付要綱に記載されているとおり、「地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業に要する費用の二分の一、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の三分の一又は地方公共団体が補助する額の二分の一のいずれか低い額」である。

助上限額」については、交付要綱に記載されているとおり、「地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあつては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。・・・）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額」である。

除去等事業に係るお尋ねの「補助率」及び「補助上限額」については、交付要綱に記載されているとおり、「地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含む、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあつては、補償費を含む。また、耐震改修等と一体的に実施する場合にあつては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあつてはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。・・・）の三分の一、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の三分の一又は地方公共団体が補助する額の二分の一のいずれか低い額」である。

お尋ねの「予算額」については、社会資本総合整備事業の予算額約一兆三千二百二十六億円の内数である。
二について
政府としては、地方公共団体に対して、御指摘の「同事業」を周知するための説明会を開催する等して、当該事業の積極的な活用を促進しているが、御指摘の「支援の有無及び内容」については、地域の実情に応じ、地方公共団体において適切に検討されるべきものと考えている。

三について

御指摘の「国の補助制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一で御指摘の「住宅・建築物アスベスト改修事業」は、建物の使用者に対するアスベストによる健康被害を防止することを目的としたものであるところ、御指摘の「吹付け石綿」については、飛散しやすく、建物の通常の使用状態において使用者にはく露の危険性があることから、その調査や除去について当該事業における補助の対象としているのに対し、御指摘の「石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、成形板及び仕上塗材」については、建物の通常の使用状態において居室内に飛散する状況は認められないことから、当該事業における補助の対象とはしていない。

また、建物の解体に伴い発生する費用については、当該建物の所有者が負担することが原則であるところ、限られた財源の中で、お尋ねの「法令上対策が必要となる全ての石綿含有建材を対象」とした補助制度を導入することは考えられない。

四について

三について述べたとおり、建物の解体に伴い発生する費用については、当該建物の所有者が負担することが原則であるところ、限られた財源の中で、お尋ねの「全国で利用できる支援制度」の「創設」や「通常の解体費用に上乗せされる費用」を「補助」することは考えていない。

五について

三について述べたとおり、建物の解体に伴い発生する費用については、当該建物の所有者が負担することが原則であるところ、限られた財源の中で、お尋ねの「補助率及び補助上限額の引上げ並びに複数年度にわたる安定的な予算措置」を講ずることは考えていない。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年七月十日

提出者

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成 丹羽 秀樹
に関する特別委員長

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和三年法律第八十一号の一部を次のように改正する。

題名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十一条」を「第二十二條」に改める。

第一条中「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に、「応じた」を「応じて保健医療サービスと福祉サービスとの連携による」に、「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改め、「係る施策」の下に、「日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策」を加え、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、「より、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「図るとともに、その」を「図り、

並びに医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにするとともに、医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「に資し」を「を」図り、これらにより医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進し」に改める。

第二条第二項中「に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」を「第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る）、及び高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る）並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程に限る。第七条において「専修学校」という。）に改め、「及び第十四条第一項第一号」を削り、「次条第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

一 医療的ケア児

二 医療的ケア児であつた者であつて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

三 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者（前二号に掲げる者を除く。）

4 この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

第三条第一項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案

療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その」に改め、同条第二項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童を「医療的ケア児等及び重症心身障害者がそれらの者でない者」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に改め、「必要とする医療的ケア」の下に「その他の支援」を、「労働」の下に「防災」を、「民間団体」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改め、「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「後もの」の下に「切れ目なく」を、「受けながら」の下に「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」を加え、「にも配慮して」を「を旨として」に改め、同条第四項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に、「医療的ケア児及びその保護者」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者（配偶者）」に、「医療的ケア児を現に監護する」を「医療的ケア児等又は重症心身障害者を現に保護する」に改め、「第十条第二項」の下に「及び第二十二條第一項」を加え、同条第五項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改める。

第四条及び第五条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第六条中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加える。

第七条の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条中「学校（を「学校等」に、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」を「学校及び専修学校」に、「学校」を「学校等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（支援に関して講じた施策に係る公表等）

第八条の二 政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

2 地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。

第二章の章名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第九条第一項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、同条第二項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「次項並びに次条第二項及び第三項」を「以下この章に改め、」。次条第三項において同じ」を削り、「できる」の下に「介護の業務に従事する者（次項及び第十條第二項において「介護従事者」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（社会的養護に係る体制の拡充）

第九条の二 国及び地方公共団体は、社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児がで

きる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

がを「それらの者が」に、「学校」を「学校等」に改め、同条第二項中「学校」を「学校等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「なくても」の下に、「授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第十一条中「医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の地域社会における自立を支援し、並びにそれらの家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が、個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「実施」の下に、「一時的に預かり必要な保護を行うサービス、夜間に居室において提供される保健医療サービス又は福祉サービス、通学等の移動の支援、重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）を加え、「に」するため」を、「福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置の促進その他の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（切れ目ない医療の提供）

第十一条の二 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及び重症心身障害児が十八歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

（就労の支援）

第十一条の三 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労の希望の実現に向けて、それらの者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安

定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、医療的ケア児等支援センター（第十四条第一項に規定する医療的ケア児等支援センターをいう。）、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、在宅勤務その他の個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の特性に応じた就労形態による適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援、医療的ケア児等及び重症心身障害者を雇用し又は雇用しようとする事業主に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、必要に応じ、医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校等において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 事業主は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、それらの者の個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

（住居の確保）

第十一条の四 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居その他の地域において

生活を営むべき住居の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「整備」の下に「等」を加え、同条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤立を覚え又は孤立することのないよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改める。

「第三章 医療的ケア児支援センター等」を「第三章 医療的ケア児等支援センター等」に改める。

第十四条の見出しを「医療的ケア児等支援センター等」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「この章及び第二十二條第一項において「医療的ケア児等支援センター」に、「又は自ら」を「又は自ら」に改め、同項第一号中「医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業した）ことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケ

アを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。及びそのを「医療的ケア児等及び重症心身障害者（進行性の疾病その他の事由により医療的ケア児等又は重症心身障害者となることが相当程度見込まれる者を含む。第三号及び第三項並びに附則第二条第二項において同じ。）並びにそれらの」に改め、同項第二号中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれ」を「関係機関等及び関係機関等の業務」に改め、「医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、同項第三号中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に改め、同項第四号中「前三号を」前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る個別避難計画（災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成に
ついて協力を行うこと。

五 災害時において市町村（特別区を含む。）と連携して医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対し必要な情報の提供を行うこと。

第十四条第三項中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「又は」を「又は」に、「医療的ケア児及びそのを」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第十五条中「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改める。

第十六条第一項、第十七条及び第十八条中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア

児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケア児等支援地域協議会）

第十八条の二 都道府県等は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに関係機関等及び関係機関等の業務に従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

第十九条中「医療的ケア児及びそのを」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「学校」を「学校等」に改める。

第二十条中「医療的ケア児及びそのを」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に改め、「ため」の下に「適宜、当該支援に係る研修の実施方法の見直しその他の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）
第二十条の二 国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため」を加え、「医療的ケア児の支援のために必要な調査研究」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（地域格差の是正のための検証等）

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条第二項中「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改め、同条第三項中「医療的ケア児が」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が」に改め、「適切な医療的ケア」の下に「その

他の支援」を加え、「医療的ケア児に」を「それらの者に」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の規定による指定を受けている医療的ケア児支援センターは、この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項の規定による指定を受けた医療的ケア児等支援センターとみなす。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

理 由

医療的ケア児の成長その他の状況を踏まえ、支援の対象を医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に拡大した上、基本理念に、医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを規定するとともに、日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策その他の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援のための施策を強化し、あわせて、医療的ケア児等支援センターの機能の強化等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

